

## 5 その他

### (1) 都道府県による市町村への支援等の促進

小型家電リサイクル法第5条では、市町村はその責務として、使用済小型家電の分別収集のために必要な措置を講ずるとともに、収集した使用済小型家電の再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならないとされており、都道府県はその責務として、市町村がその責務を十分に果たせるよう必要な技術的援助を与えるとともに、小型家電リサイクルを促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならないとされている。

また、基本方針において、都道府県は、管内の市町村に参加や連携を呼び掛けたり、回収方法を助言したりするなど、市町村の回収に協力することが期待されている（基本方針の三の2参照）。

今回、調査対象22都道府県における管内市町村に対する小型家電リサイクルに関する情報提供等の実施状況を調査したところ、平成28年7月末現在、管内の全市町村が小型家電リサイクルを実施している2都道府県を除いた20都道府県全てにおいて、環境省から提供された情報の周知にとどまらず、市町村の小型家電リサイクル担当者を対象とした会議を開催するなどして、既に小型家電リサイクルを実施している市町村の取組事例などの独自の情報提供を実施しており、積極的に管内市町村に情報提供を実施している状況がみられた。

また、前述1-(2)のとおり、全国の市町村の小型家電リサイクルの実施率は、平成25年4月の19.6%から28年4月には70.3%と50.7ポイント上昇しており、調査対象22都道府県のうち、上昇ポイントが全国平均以上となっている都道府県の中には、次のとおり、管内市町村に対して、小型家電リサイクルを実施するに当たっての人口規模ごとのモデルケースを提示するなど、支援方法を工夫している例がみられた（項目資料5-(1)参照）。

- ① 認定事業者以外の再資源化事業者の使用済小型家電を引き渡す場合、当該事業者が再資源化を適正に実施し得る者か否か市町村による確認が必要であるところ、都道府県が契約ガイドライン等を用いて事前に確認し認証を行うことにより、市町村による確認のための作業負担を軽減するなどして支援している例（1都道府県）
- ② 管内市町村の小型家電リサイクルの実施に係る課題や対応策などを検討するための会議を開催し、モデル事業の実績や管内市町村の人口規模ごとのモデルケースを提示するなどして支援している例（2都道府県）
- ③ 小型家電リサイクルを実施することとなった市町村について、都道府県でも周知用チラシを作成して当該市町村の住民に周知するなどして支援している例（2都道府県）

一方で、調査対象22都道府県のうち、4都道府県においては、他の都道府県における情報提供や支援等の取組を参考にしたいとして国からの情報提供を求めている。

小型家電リサイクルの取組促進に関する市町村への支援について、環境省は、前述 1-(1)-ウ-(7)のとおり、平成25年度及び26年度に市町村向け説明会を、27年度及び28年度に市町村意見交換会を開催し、市町村向けに小型家電リサイクルの取組について情報提供を行っているが、都道府県独自の情報提供や支援等の取組について、都道府県向けの情報提供は行っていない。

**【所見】**

したがって、環境省は、市町村における小型家電リサイクルの実施を促進する観点から、都道府県の管内市町村への支援の取組状況等を都道府県に対して情報提供する必要がある。